

平成18年 6月 7日

# 株 主 各 位

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号  
アイ・ティー・シーネットワーク株式会社  
取締役社長 寺 本 一 三

## 第9期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第9期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記参考書類をご検討くださいますと、議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

### 【書面（議決権行使書）により議決権を行使される場合】

後記参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成18年6月21日（水曜日）午後6時までには到着するよう折り返しご返送ください。

### 【インターネットによる議決権行使の場合】

インターネットにより議決権行使サイト（<http://www.webdk.net>）にアクセスいただき、後記参考書類をご検討のうえ、画面の案内に従って賛否を入力し、平成18年6月21日（水曜日）午後6時までに、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権行使サイト（<http://www.webdk.net>）より議決権をご行使いただく場合、その他議決権行使に関する事項は、別途40頁記載の「電磁的方法により議決権を行使される場合のお手続について」をご参照ください。

各議案に対し賛否（または棄権）のご表示がない場合は賛成の表示があったものとして取り扱います。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成18年6月22日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都目黒区三田一丁目4番1号  
ウェスティンホテル東京 スターールーム  
（末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。）

### 3. 株主総会の目的である事項

報告事項 第9期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）営業報告書、貸借対照表および損益計算書の報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 第9期利益処分案承認の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役5名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第6号議案 取締役の報酬額変更の件
- 第7号議案 監査役の報酬額変更の件

#### （お願い）

当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書とともに会場受付にご提出ください（なお、代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主様1名に限るものとさせていただきます。）。

なお、議決権の不統一行使を行う株主様は、株主総会の日の3日前までに、書面をもってその旨および理由をご通知くださいますようお願い申し上げます。

#### （お知らせ）

本招集ご通知、添付書類及び参考書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事項が生じた場合には、書面による郵送または当社ホームページ（<http://www.itcnetwork.co.jp/>）において掲載することにより、お知らせいたします。

以 上

(添付書類)

# 営業報告書

(平成17年4月1日から  
平成18年3月31日まで)

## 1. 営業の概況

### (1) 営業の経過および成果

当期におけるわが国経済は、企業収益が引き続き改善して設備投資が増加し、総じて順調に推移しました。株式市場が活況を取り戻し、雇用環境や賃金水準も改善に向かう等、消費者マインドにも好転の兆しが見られました。大規模な企業買収がメディアを賑わす一方、時価総額経営を謳う企業による粉飾決算事件も発生し、これまで以上にコーポレート・ガバナンスに関する認識が高まった年でもありました。

当社が主たる事業活動を展開する携帯電話市場は拡大を続け、平成18年3月末時点でのPHSを含めた契約回線数は9,648万回線(社団法人電気通信事業者協会による)に達しております。携帯通信事業への新規周波数割当の政府方針を受けて、平成18年3月末時点で3社が同事業への新規参入の意思を明らかにする一方、うち1社のソフトバンクはボーダフォンの買収を決定する等、今後は競争の激化とともに業界構造の変革が加速すると考えられます。

携帯電話の流通販売の概況を見ると、市場全体の出荷台数はほぼ例年並みでありましたが、当社の当期の販売は約177万台(前年度比93.5%)と、やや低調に推移しました。一方、コンビニエンスストアにおけるプリペイドカード商品の販売は順調に拡大しました。採算面でも、当期における発売機種は、非接触ICカードや音楽再生機能の搭載が進んだものの、特に量販店において販売価格の下落スピードが思いのほか早く、当社にとって厳しい市況となりました。

このような中、「部門別状況」に記した営業面・管理面の施策を積極的に展開いたしました。いずれも先行投資であり当期の収益として実を結ぶには至らず、全般的な販売台数減・採算悪化の影響を吸収できませんでした。

この結果、当期の売上高は1,872億13百万円(前年度比105.8%)、営業利益は36億41百万円(同95.5%)、経常利益は37億8百万円(同95.0%)、当期純利益は23億51百万円(同99.5%)となり、前年度から増収減益となる厳しい決算となりました。

なお、平成18年3月10日には、株式会社東京証券取引所市場第二部への上場を果たし、今後の業容拡大に備えた資金調達を行いました。

## < 部門別状況 >

当期における施策の実施状況は以下のとおりです。

### イ) 量販店内「ドコモサービスコーナー」の開設 (営業第一部門)

当社の販売の主力である大手家電・カメラ量販店においては、「ヨドバシカメラマルチメディア Akiba」に代表される巨艦店の出店もあって重要性はますます高まっており、これら店頭を支える業界最大級の開通センター・物流センターにおいても、情報セキュリティを保って高いサービスレベルを維持しました。

更にヨドバシカメラ・ビックカメラの3店舗の構内において、NTT ドコモから業務を受託し、キャリア認定ショップ類似のお客様向けアフターサービスを提供可能な「ドコモサービスコーナー」を設け、量販店頭の価値向上を図りました。

### ロ) 直営キャリア認定ショップの拡充と全社横断マーケティング推進 (営業第二部門・地域部門)

平成 17 年 6 月にドコモショップ佐渡店 (新潟県佐渡市)、平成 17 年 7 月にドコモスポット北浦和店 (埼玉県さいたま市)、平成 17 年 9 月に au ショップ学芸大学 (東京都目黒区)、平成 18 年 3 月にドコモスポット羽田空港店 (東京都大田区) をそれぞれ開設するとともに、平成 17 年 9 月には他の一次代理店からドコモショップ富山駅北店 (富山県富山市、その後移転しドコモショップ上赤江店に改称) の営業を譲り受け、経営方針である直営キャリア認定ショップ網の拡充に努めました。この結果、当期末時点のキャリア認定ショップは 105 店舗、うち直営ショップは 25 店舗となりました。

また、チーフ・マーケティング・オフィサー (CMO) を任命し、全国縦断的なお客様囲い込み施策の立案と推進、キャリア認定ショップの運営ノウハウの集約と展開、ショップや量販店頭のバックオフィス業務の集中サポート、

法人営業施策の展開を行いました。より多くのお客様に足を運んでいただき稼げるショップを運営し、また情報共有が進んで統制の取れた法人営業組織を構築するべく、更に諸施策を浸透させてまいります。

#### 八) 「ダットエムオー」の運営受託 (CMO)

NTT ドコモが先鋭顧客向けの新ブランドとして展開している「ダットエムオー」のアンテナショップ(東京都渋谷区)における販売業務および同ブランドによる会員囲い込み施策の運営を同社より受託しました。新たなお客様ニーズを掘り起こすアンテナとしての同ブランドの運営に主体的に関与し、NTT ドコモにとって不可欠な販売パートナーとしての当社の役割を、ここでも存分に果たす所存です。

#### 二) ISMS の全国事業所への拡大 (機能部門・地域部門)

事業運営リスクのうち最大のものは個人情報に関する事故であるとの認識のもと、当社は情報セキュリティ管理体制の整備を進めており、平成 16 年 8 月には開通センター、平成 17 年 6 月にはソリューション事業に携わる部門にそれぞれ ISMS (情報セキュリティ・マネジメント・システム) に則った管理体制を敷き、第三者機関の認証を取得しております。当期においては、当該管理体制を全国の支店に展開し、これまで以上に取引先およびお客様に「安心・安全」を提供する体制といたしました。

#### ホ) サービスの選択と集中 (ソリューションビジネス部門)

当期におきましては、「モバイルミル」の販売、およびブログサービス「ブログ・ジー」の広告営業に注力し、また平成 18 年 3 月にはブログ・ジーを母体にコマースサービス「5Season」を開始しましたが、部門全体として大きな収益の伸びはありませんでした。

## (2) 会社が対処すべき課題

携帯電話等の加入者数は平成 18 年 3 月末には 9,648 万人（PHS を含む社団法人電気通信事業者協会の公表数）に達して新規加入者の伸び率は低下しており、携帯通信事業者間の競争は今後ますます激しくなっていくものと想定されます。携帯通信事業者はその営業戦略上お客様の囲い込みを一層重視してきており、メーカー／通信事業者／代理店と連なるバリューチェーンが、緊密にロイヤリティ・マーケティング戦略を共有し、お客様にご満足いただける商品・サービスの提供を長期的視点で行うことが必要となっています。また、競争激化に伴い、携帯通信事業者は販売代理店への支払手数料を効率化する方針を打ち出しております。このような状況においては、当社のような販売代理店には、携帯電話の急速な量的拡大をこれまで支えてきた在庫・資金負担、開通・物流といった基本的な役割に加えて、優秀な販売員を育成して提案型の接客を行い、店舗・売り場のサービス品質を高めお客様からリピートをいただき、マネジメント力を駆使して情報セキュリティを高く保つという、より高度で成熟した役割が要求されてくるものと思われまます。この結果、販売代理店業界は、携帯通信事業者にとって不可欠なパートナーとして信頼に値する販売代理店のみが生き残る方向にあるものと考えております。当社といたしましては、これを業容拡大の機会と捉えて、以下の課題に積極的に取り組んでまいります。

### イ) 販売チャネル拡張による収益力強化

お客様・取引先に選ばれ、かつ携帯通信事業者にとって不可欠なパートナーとしてのポジションを確立するため、事業譲受・買収等を通してシェアを増大させるとともに、当社販売チャネル全体の収益力を最大化するための各種施策を展開します。また、直営キャリア認定ショップを開設・譲受する機会を積極的に探り、キャリア認定ショップ網の充実を図ります。

### ロ) お客様囲い込み推進

ナンバーポータビリティに対応して、独自サービス付加、販売員の研修など、店頭での差別化を進めながら、お客様満足度を高めて囲い込むための活動を展開します。

## 八) 法人営業強化

固定通信サービスとの融合など、今後の成長余地の期待が大きな法人市場におきましては、携帯電話回線管理サービス「E-PORTER」により、通話料金の部課別仕訳・承認や料金プランの変更に係るお客様側担当者の負担を軽減することで契約獲得を図るとともに、担当顧客を深耕するアカウント営業ノウハウを確立し、収益成長に繋がります。

## 二) 変化に適応するための業務プロセス改革

利益重視の効率経営と適正なサービス品質レベルを長期的に両立させることを目指して、業務改善活動を積み重ね、労働生産性を高めます。問題解決意識の高い現場と情報システム基盤の整備により、業界構造変革の可能性に機敏に対応できる企業体質を作ります。

## ホ) CSR（企業の社会的責任）経営推進と人材育成

情報セキュリティの継続的な強化を行うとともに、企業の社会的責任を充分に自覚し、コンプライアンスの徹底、投資家への適時適切な情報開示、内部統制の強化に努めます。あわせて、社員の自発的な成長努力を引き続き支援し、必要な人材の育成を急ぎます。

## (3) 資金調達の状況

当期においては、平成18年3月に41億73百万円（1株当たり発行価額297,500円）の公募増資および10億17百万円（1株当たり発行価額297,500円）の第三者割当増資を実施いたしました。

## (4) 設備投資の状況

当期の設備投資総額は645百万円であり、直営キャリア認定ショップの開設およびシステム関連投資が主体であります。

## (5) 営業成績および財産の状況の推移ならびに説明

項 目	第 6 期	第 7 期	第 8 期	第 9 期
	平成14年4月1日から 平成15年3月31日まで	平成15年4月1日から 平成16年3月31日まで	平成16年4月1日から 平成17年3月31日まで	平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで
売 上 高 (千円)	134,167,646	155,685,045	176,884,908	187,213,060
経 常 利 益 (千円)	2,381,625	3,191,169	3,904,638	3,708,256
当期純利益 (千円)	1,175,436	1,725,624	2,363,988	2,351,249
1株当たり当期純利益 (円)	121,295.43	177,643.13	24,406.13	24,131.60
総 資 産 (千円)	27,256,204	30,033,702	32,815,713	36,813,054
純 資 産 (千円)	1,805,410	3,540,654	5,289,265	12,025,250
1株当たり純資産 (円)	186,917	366,708	54,877	108,267

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、期中平均株式数に基づき算出しております。  
平成16年9月28日開催の取締役会の決議に基づき、平成16年10月29日現在の株主名簿に記載された株主の所有株式について平成16年11月1日付けで1株を10株に分割いたしました。なお、第8期の1株当たり当期純利益は、株式分割が期首に行われたものとして算出しております。
2. 「1株当たり純資産」は、期末発行済株式数に基づき算出しております。
3. 第6期：伊藤忠商事株式会社通信ネットワークビジネス部から会社分割により関連事業を承継したことに伴い、売上高は前期比838.4%増、経常利益は1,482.7%増と大幅な増収増益となりました。
4. 第7期：買い替え需要を中心に販売台数が前期164万台から当期191万台へと16.7%増加したことにより、売上高は前期比16.0%増、経常利益は34.0%増となり、売上・利益ともに順調に伸長いたしました。
5. 第8期：販売台数は概ね第7期並みでしたが、販売単価の高い高機能端末が増加したことにより、売上高は前期比13.6%増、経常利益は22.4%増となり、売上・利益ともに順調に伸長いたしました。
6. 第9期：販売台数は第8期を下回りましたが、高機能端末の増加やプリペイドカード商品の販売が拡大したことにより、売上高は前期比5.8%増となりました。しかし、積極的な販売施策の支出を吸収できず、経常利益は前期比5.0%減となり、増収減益となりました。



## 2. 会社の概況(平成18年3月31日現在)

### (1) 主要な事業内容

移動体通信キャリアの一次代理店として、モバイル端末卸売・販売およびモバイル端末を利用したソリューション事業

### (2) 主要な事業所

本社：東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号

名称	所在地	名称	所在地
営業サホ-ト部(開通)	東京都新宿区	ト・コモスホ-ット東戸塚店	神奈川県横浜市
営業サホ-ト部(物流)	東京都墨田区	ト・コモショップ°横浜関内店	神奈川県横浜市
北海道支店	北海道札幌市	ト・コモスホ-ットらびすた新杉田店	神奈川県横浜市
東北支店	宮城県仙台市	ト・コモショップ°浦和店	埼玉県さいたま市
北陸支店	石川県金沢市	ト・コモスホ-ット北浦和店	埼玉県さいたま市
新潟支店	新潟県新潟市	ト・コモショップ°佐渡店	新潟県佐渡市
静岡支店	静岡県沼津市	ホ-ターフォン西葛西	東京都江戸川区
東海支店	愛知県名古屋市	auショップ°新百合ヶ丘	神奈川県川崎市
関西支店	大阪府大阪市	auショップ°学芸大学	東京都目黒区
中国支店	広島県広島市	ト・コモショップ°月寒店	北海道札幌市
四国支店	香川県高松市	ト・コモミニショップ°ル-シー	北海道札幌市
九州支店	福岡県福岡市	ト・コモショップ°沼津駅北店	静岡県沼津市
ト・コモショップ°上野広小路店	東京都台東区	ト・コモショップ°一宮店	愛知県一宮市
ト・コモスホ-ットアメ横店	東京都台東区	ト・コモショップ°足助店	愛知県豊田市
ト・コモショップ°相模原店	神奈川県相模原市	ト・コモショップ°日進岩崎店	愛知県日進市
ト・コモショップ°目黒駅前店	東京都品川区	ホ-ターフォン緑	愛知県名古屋市
ト・コモスホ-ット中目黒店	東京都目黒区	ホ-ターフォン鈴鹿	三重県鈴鹿市
ト・コモスホ-ット羽田空港店	東京都大田区	ト・コモショップ°上赤江店	富山県富山市
ト・コモショップ°戸塚店	神奈川県横浜市		

### (3) 株式の状況

会社が発行する株式の総数	普通株式	384,000株
発行済株式の総数	普通株式	110,926株
株主数		8,408名

(注) 平成18年2月7日および2月21日開催の取締役会決議に基づき、公募により12,000株、第三者割当により2,926株の新規株式を発行いたしました。  
また、平成18年3月10日に株式会社東京証券取引所市場第二部に上場いたしました。

### (4) 大株主の状況

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	出資比率	持株数	出資比率
伊藤忠商事株式会社	78,490株	70.76%	-株	-%
ITCネットワーク社員持株会	2,897株	2.61%	-株	-%
松井証券株式会社	866株	0.78%	-株	-%
日本証券金融株式会社	729株	0.66%	-株	-%
クレディスイスルクセンブルグ エスエーデポジタリーバンク	586株	0.53%	-株	-%
竹内小奈美	500株	0.45%	-株	-%
ビー・エヌ・ピーパリパ・セ キュリティーズ(ジャパン) リミテッド	425株	0.38%	-株	-%

### (5) 自己株式の取得、処分等および保有の状況

該当事項はありません。

### (6) 新株予約権の状況

現に発行している新株予約権

#### 1) 発行決議の日

平成17年4月11日

#### 2) 新株予約権の数

1,640個

#### 3) 新株予約権の目的となる株式の種類

普通株式

4) 新株予約権の目的となる株式の数

1,640 株

5) 新株予約権の発行価額

無償

当営業年度中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権

イ) 新株予約権の内容

1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

普通株式 1,640 株

2) 新株予約権の総数

1,640 個 (新株予約権 1 個につき目的となる株式数 1 株)

3) 新株予約権の発行価額

無償

4) 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額

1 株当たり 170,000 円

5) 新株予約権の行使期間

平成 19 年 4 月 11 日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。

6) 新株予約権の行使の条件

- ) 上場日より 1 年を経過した日および権利行使期間の開始日のいずれか遅い方の日を開始日とし、株式の上場日より 5 年間経過する日までの期間に新株予約権を行使することができる。
- ) 発行日より 5 年以内に当社が株式を上場できない場合、新株予約権を行使することができない。
- ) 新株予約権の行使は 1 年間に割り当てられた新株予約権の数の 2 分の 1 を上限とする。
- ) 新株予約権の行使時においても、当社または当社子会社の取締役、執行役員または従業員の地位を保有していることを要する。
- ) その他の条件については、当社と対象者との間で個別に締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。

7) 新株予約権の消却事由および条件

- ）権利行使終了日を経過した場合
- ）対象者が権利行使資格を喪失した場合
- ）対象者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合
- ）発行日から5年以内に当社株式が上場されなかった場合
- ）当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき
- ）当社が株式交換または株式移転によって他社の完全子会社となる株式交換契約書、または株式移転の議案が株主総会で承認された場合
- ）その他の事項については、当社と対象者との間で個別に締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。

8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するためには取締役会の決議を要する。

9) 新株予約権の有利な条件の内容

新株予約権を当社および当社子会社の取締役および従業員に無償で発行した。

ロ) 新株予約権の割当を受けた特定使用人等以外の者の氏名および割当を受けた新株予約権の数

当社取締役

区分	氏名	新株予約権の数
当社取締役	寺本一三	72 個
当社取締役	渡辺厚志	36 個
当社取締役	前泉康一	32 個

八) 新株予約権の割当を受けた特定使用人等の氏名および割当を受けた新株  
予約権の数

区分	氏名	新株予約権の数
当社従業員（子会社取締役）	石井彰	32 個
当社従業員（執行役員）	川嶋伸介	32 個
当社従業員（子会社取締役）	大澤雅弘	24 個
当社従業員（執行役員）	松本博	24 個
当社従業員（執行役員）	中田伸治	24 個
当社従業員	渡辺元	24 個
当社従業員	片木慎一	24 個
当社従業員	和田修明	24 個
当社従業員	笠木清	24 個
当社従業員	福島稔	24 個

二) 特定使用人等に対し発行した新株予約権の状況

区分	新株予約権の数	新株予約権の目的 となる株式の種類 および数	付与者の 人数
当社従業員	1,396 個	普通株式 1,396 株	336 名
子会社取締役	56 個	普通株式 56 株	2 名
子会社従業員	48 個	普通株式 48 株	27 名

(7) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減( )	平均年齢	平均勤続年数
470名	82名	32.1歳	3.0年

(注) 上記人数には派遣社員を含んでおりません。

従業員が前期末に比し82名増加したのは、主として業容拡大に伴う採用による  
ものであります。

## (8) 企業結合の状況

### 親会社との関係

当社の親会社は伊藤忠商事(株)であり、当社の株式を70.76%（出資比率）保有しております。

当社は親会社から出向社員10名を受け入れております。

### 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
アイ・ティー・シーネットワークサービス株式会社	10,000千円	100%	携帯電話ショップ <sup>o</sup> での販売業務

### 企業結合の成果

当連結会計年度の売上高は187,213百万円（前連結会計年度比5.8%増）となりました。また、経常利益は3,708百万円（前連結会計年度比5.4%減）、当期純利益は2,351百万円（前連結会計年度比0.9%減）となりました。

## (9) 主要な借入先

当期末現在の借入金や社債の残高はありません。

資金調達の効率化および安定化を図るため、取引銀行5行と総額6,000百万円の当座貸越契約および貸出コミットメント契約を締結しておりますが、期末日現在未使用となっております。

(10) 取締役および監査役の状況

地 位	氏 名	担当または主な職業
代表取締役社長	寺 本 一 三	
常 務 取 締 役	渡 辺 厚 志	機能部門長
常 務 取 締 役	前 泉 康 一	チーフ・マーケティング・オフィサー
取 締 役 (非常勤)	金 子 信 幸	伊藤忠商事(株)執行役員 宇宙・情報・マルチメディアカンパニー メディア事業部門長
取 締 役 (非常勤)	横 田 純 平	伊藤忠商事(株) 宇宙・情報・マルチメディアカンパニー - モバイル&ワイヤレス部長
監 査 役 (常勤)	菊 島 範 一	
監 査 役 (非常勤)	佐 藤 茂 隆	伊藤忠商事(株)宇宙・情報・マルチメディアカンパニー 宇宙・情報・マルチメディア事業総括部長兼事業総括チーム長
監 査 役 (非常勤)	丸 山 和 紀	伊藤忠商事(株)宇宙・情報・マルチメディア管理部 連結決算チーム長 兼 総括チーム長 兼 CFO室
監 査 役 (非常勤)	遠 藤 隆	遠藤法律事務所

- (注) 1. 取締役金子信幸および横田純平の2氏は、商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役であります。
2. 監査役佐藤茂隆、丸山和紀および遠藤隆の3氏は「株式会社等の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。
3. 横田純平氏は、平成17年6月27日開催の株主総会において新たに取締役に選任され、同日付けにて就任しております。
4. 高田和昭氏は、平成17年6月27日開催の株主総会において取締役を退任しております。
5. 遠藤隆氏は、平成17年6月27日開催の株主総会において新たに監査役に選任され、同日付けにて就任しております。

## (11) 取締役・監査役に支払った報酬その他の職務執行の対価

(単位：千円)

区分	取締役		監査役		計		摘要
	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額	
株主総会決議に基づく報酬	3名	46,370	2名	17,740	5名	64,110	
利益処分による役員賞与	3名	21,000	-	-	3名	21,000	
計		67,370		17,740		85,110	

- (注) 1. 株主総会の決議（平成12年9月28日臨時株主総会ならびに平成17年6月27日定時株主総会）による取締役報酬限度額は60,000千円/年（使用人兼務取締役の使用人給与は含まない）監査役報酬限度額は30,000千円/年であります。
2. 当期末取締役および監査役人員はそれぞれ5名および4名であり、支給人員との相違は、取締役2名および監査役2名が無報酬であることによるものであります。



### 3. 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実

当社は、平成 18 年 5 月 16 日開催の当社取締役会において、平成 18 年 7 月 1 日を期日として、全額出資子会社アイ・ティー・シーネットワークサービス株式会社を吸収合併することを決定し、同日付で合併契約を締結いたしました。本合併は簡易合併の手続きにより行います。

合併に関する事項の概要は次の通りであります。

#### 1. 合併の目的

今後の事業譲受や買収に備え、ショップ勤務社員の人事制度の統一を図るため。

#### 2. 合併の要旨

合併の日程

合併期日（効力発生日）平成 18 年 7 月 1 日

合併方式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、アイ・ティー・シーネットワークサービス株式会社は解散します。

合併比率

存続会社であるアイ・ティー・シーネットワーク株式会社は、アイ・ティー・シーネットワークサービス株式会社の発行済株式数の 100%を保有しておりますので、合併による新株式の発行および資本金の増加はありません。

財産の引継

アイ・ティー・シーネットワークサービス株式会社の資産・負債および権利義務の一切を合併期日において引き継ぎます。

なお、アイ・ティー・シーネットワークサービス株式会社の平成 18 年 3 月 31 日現在の財政状態は次のとおりです。

資産合計 63,128 千円

負債合計 37,095 千円

資本合計 26,033 千円

~~~~~  
(注) 本営業報告書中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しており  
ます。

# 貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                    | 金 額               | 科 目                  | 金 額               |
|------------------------|-------------------|----------------------|-------------------|
| <b>資 産 の 部</b>         |                   | <b>負 債 の 部</b>       |                   |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>34,142,917</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>24,375,802</b> |
| 現金・預金                  | 4,813,659         | 買掛金                  | 9,244,897         |
| 売掛金                    | 19,263,487        | 未払手数料                | 9,517,064         |
| 商品                     | 7,400,518         | 未払金                  | 2,591,626         |
| 貯蔵品                    | 2,865             | 未払費用                 | 729,842           |
| 未収入金                   | 2,239,618         | 未払法人税等               | 1,429,889         |
| 前払費用                   | 150,454           | 未払消費税等               | 158,871           |
| 預け金                    | 15,585            | 前受金                  | 29,120            |
| 繰延税金資産                 | 254,601           | 預り金                  | 286,143           |
| その他流動資産                | 3,543             | 前受収益                 | 81,159            |
| 貸倒引当金                  | △1,418            | 賞与引当金                | 251,439           |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>2,670,137</b>  | 固定資産除却等引当金           | 55,747            |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>755,097</b>    | <b>固 定 負 債</b>       | <b>412,001</b>    |
| 建物                     | 324,022           | 受入保証金                | 27,700            |
| 構築物                    | 9,781             | 長期未払費用               | 78,422            |
| 工具器具備品                 | 411,823           | 退職給付引当金              | 199,625           |
| 建設仮勘定                  | 9,470             | 役員退職慰労引当金            | 21,162            |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>343,833</b>    | 繰延税金負債               | 85,091            |
| 電話加入権                  | 2,616             | <b>負 債 合 計</b>       | <b>24,787,804</b> |
| ソフトウェア                 | 232,845           | <b>資 本 の 部</b>       |                   |
| ソフトウェア仮勘定              | 84,456            | <b>資 本 金</b>         | <b>2,700,242</b>  |
| その他無形固定資産              | 23,915            | <b>資 本 剰 余 金</b>     | <b>3,102,721</b>  |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>1,571,206</b>  | 資本準備金                | 3,102,721         |
| 投資有価証券                 | 734,132           | <b>利 益 剰 余 金</b>     | <b>5,822,650</b>  |
| 子会社株式                  | 10,000            | 利益準備金                | 5,000             |
| 敷金・保証金                 | 733,706           | 任意積立金                | 1,968,813         |
| 長期前払費用                 | 9,772             | 特別償却準備金              | 208,813           |
| その他の投資                 | 83,596            | 別途積立金                | 1,760,000         |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>36,813,054</b> | 当期未処分利益              | 3,848,836         |
|                        |                   | 株式等評価差額金             | 399,635           |
|                        |                   | <b>資 本 合 計</b>       | <b>12,025,250</b> |
|                        |                   | <b>負 債 ・ 資 本 合 計</b> | <b>36,813,054</b> |

# 損 益 計 算 書

(平成17年4月1日から  
平成18年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金           | 額           |
|--------------|-------------|-------------|
| [経常損益の部]     |             |             |
| 営業損益の部       |             |             |
| 売上高          | 94,618,281  |             |
| 売上高          | 92,594,779  | 187,213,060 |
| 売上原価         | 8,620,017   |             |
| 当期首商品たな卸高    | 113,506,315 |             |
| 当期末商品たな卸高    | △7,425,042  |             |
| 販売手数料        | 59,442,124  | 174,143,416 |
| 売上総利益        |             | 13,069,644  |
| 販売費及び一般管理費   |             | 9,428,442   |
| 営業外損益の部      |             | 3,641,201   |
| 営業外収益        |             |             |
| 受取利息         | 175         |             |
| 受取配当金        | 4,282       |             |
| 受取保険金収入      | 38,416      |             |
| 販売コンテスト関連収入  | 9,560       |             |
| 店舗移転等支援金収入   | 17,155      |             |
| 雑収益          | 25,745      | 95,335      |
| 営業外費用        |             |             |
| 支払利息         | 5,342       |             |
| 新株発行費        | 19,115      |             |
| 固定資産除売却損     | 1,662       |             |
| 雑損           | 2,160       | 28,281      |
| 経常利益         |             | 3,708,256   |
| [特別損益の部]     |             |             |
| 特別利益         |             |             |
| 投資有価証券売却益    | 419,481     |             |
| 貸倒引当金戻入益     | 5,113       |             |
| その他特別利益      | 8           | 424,603     |
| 特別損失         |             |             |
| 固定資産除売却損     | 13,504      |             |
| 減損           | 43,166      |             |
| 店舗等移転・閉鎖     | 60,156      |             |
| 上場関連費用       | 42,875      |             |
| その他特別損失      | 1,823       | 161,526     |
| 税引前当期純利益     |             | 3,971,332   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,675,668   |             |
| 法人税等調整額      | △55,584     | 1,620,083   |
| 当期純利益        |             | 2,351,249   |
| 前期繰越利益       |             | 1,497,587   |
| 当期末処分利益      |             | 3,848,836   |

## 商法計算書類の注記事項

### 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準および評価方法
  - 子会社株式 移動平均法による原価法によっております。
  - その他有価証券 時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。評価差額は全部資本直入法により、売却原価は移動平均法により算定しております。時価のないものについては、移動平均法による原価法によっております。
2. 棚卸資産の評価基準および評価方法
  - 商 品 移動平均法による原価法によっております。
3. 固定資産の減価償却方法
  - 有形固定資産 建物については定額法、その他の資産については定率法によっております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|        |        |
|--------|--------|
| 建 物    | 3～39年  |
| 構 築 物  | 10～20年 |
| 工具器具備品 | 3～15年  |
  - 施設利用権 施設の利用期間（20年）に基づく定額法によっております。
  - ソフトウェア 社内における利用可能期間（3～5年）に基づく、定額法によっております。
  - 長期前払費用 支出の効果が及ぶ期間で均等償却しております。
4. 繰延資産の処理方法
  - 新株発行費 支出時に全額費用処理しております。
5. 引当金の計上基準
  - 貸倒引当金 売掛債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率により貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
  - 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
  - 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生している額を計上しております。  
数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による按分額をそれぞれ発生年度より損益処理しております。  
過去勤務債務については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による按分額をそれぞれ発生した事業年度より費用処理しております。
  - 役員退職慰労引当金 取締役および監査役の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当期末現在の要支給額を計上しております。なお、同引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金であります。

固定資産除却等引当金 店舗の移転・閉鎖に伴う固定資産の除却等に備えるため、固定資産除却損の見込額に基づき計上しております。なお、同引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金であります。

6. リース取引の処理方法  
リース物件の所有権が、借主に移転すると認められるもの以外の、ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
7. 消費税等の会計処理方法  
税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税等は、当期の費用として処理しております。
8. 連結納税制度の適用  
従来、伊藤忠商事株式会社を親会社とする連結納税制度の適用を受けておりましたが、伊藤忠商事株式会社の完全子会社ではなくなったことから、同社を親会社とする連結納税制度から離脱しました。

### 貸借対照表関係注記

1. 支配株主に対する金銭債権および金銭債務

|        |           |
|--------|-----------|
| 短期金銭債権 | 2,746千円   |
| 長期金銭債権 | 2,882千円   |
| 短期金銭債務 | 140,451千円 |
2. 子会社に対する金銭債権および金銭債務

|        |          |
|--------|----------|
| 短期金銭債権 | 472千円    |
| 短期金銭債務 | 25,541千円 |
3. 有形固定資産の減価償却累計額 516,936千円
4. 貸借対照表に計上した固定資産のほかに、リースにより使用している重要な固定資産として、電子計算機およびその周辺機器などがあります。
5. 当座貸越契約  
当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、金融機関と当座貸越契約および貸出コミットメント契約を締結しております。当期末における当座貸越契約および貸出コミットメント契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。  

|                         |             |
|-------------------------|-------------|
| 当座貸越契約および貸出コミットメント契約の総額 | 6,000,000千円 |
| 借入実行残高                  | — 千円        |
| 差引額                     | 6,000,000千円 |
6. 配当制限  
有価証券の時価評価により、純資産が399,635千円増加しております。当該金額は、商法施行規則第124条第3号の規定により、配当に充当することが制限されております。

## 損益計算書関係注記

1. 支配株主との取引高

|            |           |
|------------|-----------|
| 営業取引高      | 206,626千円 |
| 営業取引以外の取引高 | 4,352千円   |
  
2. 子会社との取引高

|            |           |
|------------|-----------|
| 営業取引高      | 289,283千円 |
| 営業取引以外の取引高 | 5,400千円   |
  
3. 営業外費用  
固定資産除売却損は、店舗の改装等事業活動の中で経常的に発生するものであります。
  
4. 減損損失
  - (1) 減損損失を認識した資産
    - ① モバイル流通販売事業

|                            |  |
|----------------------------|--|
| 用途 店舗設備                    |  |
| 種類 建物、工具器具備品、電話加入権およびリース資産 |  |
| 場所 店舗（愛知県内2店舗）             |  |
    - ② ソリューション事業

|                                  |  |
|----------------------------------|--|
| 用途                               |  |
| a) 携帯電話向けコンテンツの配信サービス            |  |
| b) 顧客ネットワーク型のマーケティング&プロモーションサービス |  |
| c) 携帯電話を活用した顧客来店促進ASPシステム        |  |
| 種類 工具器具備品、ソフトウェアおよび長期前払費用        |  |
| 場所 本社（東京都渋谷区）                    |  |
  
  - (2) 減損損失の認識に至った経緯  
当該資産につき、当期においてサービス提供が終了し、または終了が決定したことおよび将来の見通しが当初の事業計画を下回り、当該用途に使用する資産の帳簿価額の回収可能性が認められないこととなったため、帳簿価額全額を減額いたしました。
  
  - (3) 減損損失の内訳
    - ① モバイル流通販売事業

|        |         |
|--------|---------|
| 建物     | 39千円    |
| 工具器具備品 | 95千円    |
| 電話加入権  | 35千円    |
| リース資産  | 5,115千円 |
| 計      | 5,284千円 |
    - ② ソリューション事業

|        |          |
|--------|----------|
| 工具器具備品 | 6,789千円  |
| ソフトウェア | 10,467千円 |
| 長期前払費用 | 20,625千円 |
| 計      | 37,881千円 |

- (4) 減損損失を認識した資産グループの概要と資産をグルーピングした方法  
 当社は、モバイル流通販売事業に係る資産群およびソリューション事業に係る資産群を、それぞれ一つの資産グループとしております。ただし、当該資産群のうちキャッシュ・フローが独立している資産については、その単位で資産のグルーピングを行っております。

5. 一株当たり当期純利益 24,131円 60銭

### 退職給付会計に係る注記

1. 退職給付制度の概要  
 当社は、確定給付型の制度として、社内積立の退職一時金制度を設けております。
2. 退職給付債務に関する事項
 

|             |             |
|-------------|-------------|
| 退職給付債務      | △272,443 千円 |
| 未認識過去勤務債務   | 76,121 千円   |
| 未認識数理計算上の差異 | △3,303 千円   |
| 退職給付引当金     | △199,625 千円 |
3. 退職給付費用に関する事項
 

|                |           |
|----------------|-----------|
| 勤務費用           | 50,938 千円 |
| 利息費用           | 2,129 千円  |
| 過去勤務債務の費用処理額   | 2,624 千円  |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | △2,662 千円 |
| 退職給付費用         | 53,029 千円 |
4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項
 

|                |        |      |
|----------------|--------|------|
| 退職給付見込額の期間配分方法 | 期間定額基準 |      |
| 割引率            |        | 1.5% |
| 過去勤務債務の処理年数    |        | 5年   |
| 数理計算上の差異の処理年数  |        | 5年   |

## 税効果会計に係る注記

### 1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### 流動の部

##### 繰延税金資産

|               |                   |
|---------------|-------------------|
| 賞与引当金繰入損金不算入額 | 102,310 千円        |
| 未払事業税否認       | 68,984 千円         |
| 概算計上未払金否認     | 4,503 千円          |
| 概算計上未払費用否認    | 34,244 千円         |
| 社会保険料概算計上否認   | 12,902 千円         |
| 手数料収入概算確定差異否認 | 4,367 千円          |
| 未払事業所税否認      | 4,111 千円          |
| その他           | 23,178 千円         |
| 繰延税金資産計       | <u>254,601 千円</u> |

#### 固定の部

##### 繰延税金資産

|                 |                   |
|-----------------|-------------------|
| 投資有価証券評価損否認     | 12,430 千円         |
| 退職給付引当金繰入損金不算入額 | 79,815 千円         |
| 役員退職慰労引当金損金不算入額 | 10,022 千円         |
| 固定資産減価償却超過額     | 161,786 千円        |
| その他             | 36,511 千円         |
| 繰延税金資産計         | <u>300,566 千円</u> |

##### 繰延税金負債

|                   |                    |
|-------------------|--------------------|
| 特別償却準備金(IT投資促進税制) | △111,485 千円        |
| 株式等評価差額金          | <u>△274,172 千円</u> |
| 繰延税金負債計           | △385,657 千円        |
| 繰延税金負債の純額         | <u>△85,091 千円</u>  |

### 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異の項目別内訳 当該差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、記載を省略しております。



## 利益処分案

(単位：円)

| 摘 要                | 金           | 額             |
|--------------------|-------------|---------------|
| 当 期 未 処 分 利 益      |             | 3,848,836,788 |
| 特別償却準備金取崩額         | 46,312,228  | 46,312,228    |
| 合 計                |             | 3,895,149,016 |
| これをつぎの通り処分いたします。   |             |               |
| 利益配当金(1株につき6,400円) | 709,926,400 |               |
| 取締役賞与金             | 15,600,000  |               |
| 別途積立金              | 709,926,400 | 1,435,452,800 |
| 次 期 繰 越 利 益        |             | 2,459,696,216 |

# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成18年5月19日

アイ・ティー・シーネットワーク株式会社

取締役会 御中

監査法人 トー マ ツ

指定社員 公認会計士 長 井 紘 ⑩  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 大 庭 四 志 次 ⑩  
業務執行社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、アイ・ティー・シーネットワーク株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第9期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

子会社であるアイ・ティー・シーネットワークサービス株式会社との合併に関する後発事象が営業報告書に記載されている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの、第9期営業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、主要な事業所及び子会社において、業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社に対し営業の報告を求めました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引、並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、会計帳簿を閲覧し、必要に応じて取締役等から報告を求め、詳細に調査いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 会計監査人、監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし、指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関しては、子会社に関する事項も含め、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引、並びに自己株式の取得及び処分等についても、取締役の義務違反は認められません。

平成18年5月19日

アイ・ティー・シーネットワーク株式会社 監査役会

常勤監査役 菊 島 範 一 ㊟

監 査 役 佐 藤 茂 隆 ㊟

監 査 役 丸 山 和 紀 ㊟

監 査 役 遠 藤 隆 ㊟

(注) 監査役佐藤茂隆、丸山和紀、及び遠藤隆は、旧株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 第9期利益処分案承認の件

議案の内容につきましては、添付書類の25頁に記載のとおりであります。

当社は、財務体質の強化や内部留保の確保に努めつつ、当期純利益の30%超を配当により還元することを株主還元の基本方針とし、業績ならびに経営環境を総合的に勘案して配当を行っております。当期の利益配当金につきましては、1株につき6,400円とさせていただきたいと存じます。

なお、取締役賞与金につきましては当期純利益等の業績指標から報酬月額の変換係数を決定する基準により算定しており、期末時の取締役3名に対し1,560万円とさせていただきたいと存じます。

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- (1) 公告方法について、周知性の向上および公告掲載費用の節減を図るため、電子公告制度を採用することとし、現行定款第4条（公告の方法）について所要の変更を行うものであります。
- (2) 当社株式の株式会社東京証券取引所市場第二部への上場に伴い、「株券等の保管及び振替に関する法律」（昭和59年法律第30号）に基づき株式会社証券保管振替機構の取扱銘柄となり、その制度に参加いたしましたので、現行定款第7条（株式取扱規則）につき所要の変更を行うものであります。
- (3) 「会社法」（平成17年法律第86号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、定款の定めによって可能となる事項等について、以下の理由により変更を行うものであります。

変更案第13条：株主総会の招集に際し、株主の皆様の利便性を高めるために、インターネットを利用した方法による株主総会参考書類等の開示を可能とするものであります。

変更案第15条第1項：株主総会における議決権の代理行使について、代理人の数を明確にするため、規定を変更するものであります。

変更案第19条第3項：取締役会をより機動的・効率的に運営するため、「会社法」第370条に定めるいわゆる取締役会の書面決議を可能とするものであります。

変更案第29条第2項：社外監査役にふさわしい優秀な人材の招聘を容

易にするため、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とするものであります。

上記のほか、「会社法」に基づく株式会社として必要な規定の加除・修正および移設など、全般に亘って所要の変更を行うものであります。

- (4) 将来の経営環境等の変化に対し機動的な資本政策が行えるよう、「会社法」第165条第2項の規定により、変更案第32条（自己の株式の取得）を新設するものであります。

## 2. 変更の内容

現行定款の一部を次の変更案のとおり改めるものであります。

( \_\_\_ 下線部分が変更箇所となります。)

| 現 行 定 款                                                                                                         | 変 更 案                                                                                                                                           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新設)</p>                                                                                                     | <p><u>第4条(機関)</u><br/>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p>                                                                                             |
| <p><u>第4条(公告の方法)</u><br/>当社の公告は、日本経済新聞に掲載して行なう。</p>                                                             | <p>取締役会<br/>監査役<br/>監査役会<br/>会計監査人</p>                                                                                                          |
| <p><u>第5条(発行する株式の総数)</u><br/>当社の発行する株式の総数は、384,000株とする。</p>                                                     | <p><u>第5条(公告方法)</u><br/>当社の公告方法は、電子公告とする。但し、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行なう。</p>                                             |
| <p>(新設)</p>                                                                                                     | <p><u>第6条(発行可能株式総数)</u><br/>当社の発行可能株式総数は、384,000株とする。</p>                                                                                       |
| <p>(新設)</p>                                                                                                     | <p><u>第7条(株券の発行)</u><br/>当社は、株式に係る株券を発行する。</p>                                                                                                  |
| <p><u>第6条(基準日)</u></p>                                                                                          | <p>(削除)</p>                                                                                                                                     |
| <p>1 当社は、毎決算期現在の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。</p>                                     | <p>(削除)</p>                                                                                                                                     |
| <p>2 前項の場合のほか、株主、登録質権者又は端株主として権利を行使すべき者を定めるため必要あるときは取締役会の決議により臨時に基準日を定めることができる。この場合には、その基準日を2週間前に公告するものとする。</p> | <p>(削除)</p>                                                                                                                                     |
| <p><u>第7条(株式取扱規則)</u><br/>当社の発行する株券の種類並びに株式の名義書換及び端株の買取請求の取扱い、その他株式及び端株に関する手続並びに手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。</p>     | <p><u>第8条(株式取扱規則)</u><br/>当社の株券の種類、株主(実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。)の氏名等株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)の記載事項の変更、その他株式に関する手続並びに手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>第8条（名義書換代理人）</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 当社は、<u>株式及び端株につき名義書換代理人を置く。</u></li> <li>2 <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</u></li> <li>3 <u>当社の株主名簿、端株原簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換及び端株の買取請求の取扱い等株式及び端株に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></li> </ol> | <p><u>第9条（株主名簿管理人）</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></li> <li>2 <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</u></li> <li>3 <u>当社の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></li> </ol> |
| <p><u>第9条（株主総会招集時期）</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>当社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集する。</u></li> <li>2 <u>前項のほか必要あるときは、必要に応じて臨時株主総会を招集する。</u></li> </ol>                                                                                                                        | <p><u>第10条（招集の時期）</u><br/> <u>当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">（削除）</p>                                                                                                                                                                        |
| <p style="text-align: center;">（新設）</p>                                                                                                                                                                                                                                                           | <p><u>第11条（定時株主総会の基準日）</u><br/> <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p>                                                                                                                                                                                                     |
| <p><u>第10条（招集者及び議長）</u><br/> （条文省略）</p>                                                                                                                                                                                                                                                           | <p><u>第12条（招集権者及び議長）</u><br/> （現行どおり）</p>                                                                                                                                                                                                                                     |
| <p style="text-align: center;">（新設）</p>                                                                                                                                                                                                                                                           | <p><u>第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u><br/> <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>                                                                                          |
| <p><u>第11条（決議の要件）</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってする。</u></li> </ol>                                                                                                                                                        | <p><u>第14条（決議要件）</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></li> </ol>                                                                                                                        |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>2 <u>商法第343条第1項の規定による株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってする。</u></p> <p><u>第12条（議決権の代理行使）</u><br/> 1 株主は、当会社の他の株主を代理人として議決権を行使することができる。<br/> 2 前項の株主又は代理人は、株主総会ごとに委任状を当会社に差し出さなければならない。</p> <p><u>第13条（株主総会の議事録）</u><br/> 株主総会の議事録については、その経過の要領及び結果を議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名捺印又は電子署名してこれを10年間本店に、その謄本を5年間支店に備え置く。</p> <p><u>第14条（取締役の員数）</u><br/> 当会社の取締役は3名以上とする。</p> <p><u>第15条（取締役の選任）</u><br/> 1 当会社の取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議により選任する。</p> <p><u>第16条（取締役の任期）</u><br/> 取締役の任期は、その就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>第17条（取締役会の招集）</u><br/> 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して、会日より3日以前に発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> | <p>2 <u>会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</u></p> <p><u>第15条（議決権の代理行使）</u><br/> 1 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。<br/> 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p><u>第16条（員数）</u><br/> 当会社の取締役は、7名以内とする。</p> <p><u>第17条（選任）</u><br/> 1 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>第18条（任期）</u><br/> 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>第19条（取締役会）</u><br/> 1 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> |



| 現 行 定 款                                                                                                                             | 変 更 案                                                                                                                |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)                                                                                                                                | 2 <u>取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u>                                           |
| (新設)                                                                                                                                | 3 <u>取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</u> |
| (新設)                                                                                                                                | 4 <u>取締役会の運営その他に関する事項については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u>                                                      |
| <p><u>第18条（取締役会の決議方法）</u><br/> <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数によって行なう。</u></p>                                                        | (削除)                                                                                                                 |
| <p><u>第19条（役付取締役）</u><br/> <u>取締役会の決議をもって、取締役の中から社長1名を選任し、必要に応じて、会長、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</u></p>                         | <p><u>第20条（代表取締役及び役付取締役）</u><br/> 1 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p>                                             |
| (新設)                                                                                                                                | 2 <u>取締役会は、その決議によって取締役社長1名、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u>                                               |
| <p><u>第20条（代表取締役）</u><br/> 1 <u>社長は、代表取締役として当会社を代表し、会社の業務を統轄する。</u><br/> 2 <u>取締役会の決議をもって、社長の他に前条の役付取締役の中から代表取締役を定めることができる。</u></p> | (削除)<br><br>(削除)                                                                                                     |
| <p><u>第21条（取締役会の議長）</u><br/> <u>取締役会の議長は、社長とする。但し、社長に事故あるときは、予め取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代わる。</u></p>                                   | (削除)                                                                                                                 |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>第22条（取締役会の議事録）</u><br/> <u>取締役会の議事録については、その経過の要領及び結果を議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名捺印又は電子署名してこれを10年間本店に備え置く。</u></p> <p><u>第23条（報酬）</u><br/> <u>取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p> <p><u>第24条（取締役の責任免除）</u><br/> 1 <u>当会社は、取締役会の決議をもって、商法第266条第1項第5号の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令が定める範囲で免除することができる。</u><br/> 2 <u>当会社は、社外取締役との間で商法第266条第1項第5号の行為による賠償責任に関する契約を締結することができる。但し、その賠償責任の限度額は1,000万円以上であらかじめ定められた金額又は法令が定める金額のいずれが高い額とする。</u></p> <p><u>第25条（監査役の数）</u><br/> <u>当会社の監査役は、3名以上とする。</u></p> <p><u>第26条（監査役の選任）</u><br/> <u>当会社の監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議により選任する。</u></p> <p><u>第27条（監査役の任期）</u><br/> 1 <u>監査役の任期は、その就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> | <p style="text-align: center;">（ 削 除 ）</p> <p><u>第21条（報酬等）</u><br/> <u>取締役の報酬、賞その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という）は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>第22条（取締役の責任免除）</u><br/> 1 <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u><br/> 2 <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれが高い額とする。</u></p> <p><u>第23条（員数）</u><br/> <u>当会社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p><u>第24条（選任）</u><br/> <u>監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>第25条（任期）</u><br/> 1 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>2 任期の満了前に辞任又は退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期満了の時までとする。</p> <p><u>第28条（常勤の監査役）</u><br/>監査役は、<u>互選をもって常勤の監査役を定める。</u></p> <p><u>第29条（監査役会の招集）</u><br/>監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日より3日以前に発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p><u>第30条（監査役会の決議方法）</u><br/>監査役会の決議は、特に法令に別段の定めのある場合を除き、<u>監査役の過半数をもってする。</u></p> <p><u>第31条（監査役会の議事録）</u><br/>監査役会の議事録については、その経過の要領及び結果を議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名捺印又は電子署名してこれを10年間本店に備え置く。</p> <p><u>第32条（報酬）</u><br/>監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p><u>第33条（監査役の責任免除）</u><br/>当社は、<u>取締役会の決議をもって、監査役（監査役であったものを含む。）の当会社に対する損害賠償責任を法令が定める範囲で免除することができる。</u></p> | <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>第26条（常勤の監査役）</u><br/>監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>第27条（監査役会）</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></li> <li>2 <u>監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。</u></li> </ol> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p><u>第28条（報酬等）</u><br/>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>第29条（監査役の責任免除）</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></li> </ol> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新設)</p> <p>第34条(営業年度)<br/> <u>当会社の営業年度は、1年を1期とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u></p> <p>第35条(利益配当金及び中間配当)<br/> <u>利益配当金は、毎営業年度末日現在の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者及び同日現在の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、これを支払う。</u><br/> <u>当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者及び同日現在の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、商法第293条ノ5の規定により、金銭の分配をすることができる。</u></p> | <p>2 <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第30条(事業年度)<br/> <u>当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u></p> <p>第31条(剰余金の配当)<br/> 1 <u>当会社は、株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</u><br/> 2 <u>当会社は、前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p> |
| <p>(新設)</p> <p>第36条(配当金等の除斥期間)<br/> <u>利益配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</u></p>                                                                                                                                                                                                                           | <p>第32条(自己の株式の取得)<br/> <u>当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第33条(配当金の除斥期間)<br/> <u>期末配当金及び中間配当金が支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</u></p>                                                                                                                                                                                                                                            |

### 第3号議案 取締役5名選任の件

本株主総会終結の時をもって取締役全員（5名）は任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)            | 略歴および他の法人等の代表状況ならびに<br>当社の取締役であるときの地位および担当                                                                                                                                          |
|-------|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1     | 寺本 一三<br>(昭和23年11月14日生) | 昭和46年6月 伊藤忠商事株式会社入社<br>平成9年4月 同社通信ネットワーク事業部長<br>平成9年8月 当社代表取締役社長（現任）<br>平成11年4月 伊藤忠商事株式会社 メディア事業部門<br>長代行<br>平成15年7月 当社に転籍                                                          |
| 2     | 渡辺 厚志<br>(昭和24年6月3日生)   | 昭和47年4月 伊藤忠商事株式会社入社<br>平成12年4月 同社宇宙・情報・マルチメディア事業・<br>審査部長代行<br>平成13年7月 当社取締役<br>平成14年4月 当社常務取締役（現任）<br>平成15年1月 当社チーフ・コンプライアンス・オフィ<br>サー（現任）<br>平成15年7月 当社に転籍<br>平成16年4月 当社機能部門長（現任） |
| 3     | 前泉 康一<br>(昭和26年1月20日生)  | 昭和52年10月 伊藤忠商事株式会社入社<br>平成9年8月 当社取締役<br>平成12年4月 伊藤忠商事株式会社 通信ネットワー<br>クビジネス部長代行<br>平成15年7月 当社に転籍<br>平成17年4月 当社チーフ・マーケティング・オフィ<br>サー（現任）<br>平成17年6月 当社常務取締役（現任）                       |
| 4     | 金子 信幸<br>(昭和25年7月19日生)  | 昭和49年4月 伊藤忠商事株式会社入社<br>平成14年6月 当社取締役（現任）<br>平成15年4月 伊藤忠商事株式会社 宇宙・情報・マル<br>チメディアカンパニー メディア事業部<br>門長<br>平成16年6月 伊藤忠商事株式会社 執行役員（現任）                                                    |
| 5     | 高田 和昭<br>(昭和27年5月1日生)   | 昭和51年4月 伊藤忠商事株式会社入社<br>平成14年4月 伊藤忠商事株式会社 宇宙・情報・マル<br>チメディアカンパニー モバイルビジネ<br>ス部長<br>平成18年4月 伊藤忠商事株式会社 宇宙・情報・マル<br>チメディアカンパニー メディア事業部<br>門長（現任）                                        |

各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

各候補者は、当社の株式を保有しておりません。

高田和昭氏は、社外取締役候補者であります。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役丸山和紀氏が退任することとなります。これに伴い、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)          | 略歴および他の法人等の代表状況ならびに<br>当社の監査役であるときの地位および担当                                             |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 大滝史博<br>(昭和15年3月16日生) | 昭和40年7月 殿木公認会計士事務所入所<br>昭和46年3月 公認会計士登録<br>昭和47年6月 税理士登録<br>昭和47年8月 大滝会計事務所開設<br>現在に至る |

候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者は、当社の株式を保有しておりません。

候補者は、社外監査役候補者であります。

#### 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が欠けた場合に備え、常勤監査役である菊島範一氏の補欠の監査役として補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の選任効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)          | 略歴および他の法人等の代表状況ならびに<br>当社における地位および担当                                                                                     |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 高橋俊一<br>(昭和19年8月16日生) | 昭和44年4月 伊藤忠商事株式会社入社<br>平成15年4月 当社名古屋支店長 兼 アイ・ティー・シーネット<br>ワークサービス株式会社代表取締役社長<br>平成16年9月 当社定年退職<br>平成16年10月 当社パートナー社員(現任) |

候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者は、当社の株式を保有しておりません。

#### 第6号議案 取締役の報酬額変更の件

当社の取締役の報酬額は、平成12年9月28日開催の臨時株主総会において、年額6,000万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、その後の経営環境の変化、経営改革の一環としての常勤取締役の増員および退職慰労金制度を廃止したことに伴う取締役の報酬体系の変更等諸般の事情を考慮して、取締役の報酬額を年額1億円以内と変更させていただきたいと存じます。

この取締役の報酬額には、従来どおり取締役賞与および使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。第3号議案が原案どおり承認可決されますと取締役は5名となります。

なお、第3号議案をご承認いただくことを条件に重任される現任の常勤取締役3名につきましては、退職慰労金制度廃止までの在任期間中の労に報いるため、退職慰労金を支給することを予定しており、これにつきましては、各取締役の退任時に改めて株主の皆様にお諮りしたいと存じます。

#### 第7号議案 監査役の報酬額変更の件

当社の監査役の報酬額は、平成17年6月27日開催の第8期定時株主総会において、年額3,000万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、その後の経営環境の変化および退職慰労金制度を廃止したことに伴う監査役の報酬体系の変更等諸般の事情を考慮して、監査役の報酬額を年額4,000万円以内と変更させていただきたいと存じます。

第4号議案が原案通り承認可決されますと監査役は4名となります。

なお、現任の常勤監査役1名につきましては、退職慰労金制度廃止までの在任期間中の労に報いるため、退職慰労金を支給することを予定しており、これにつきましては、当該監査役の退任時に改めて株主の皆様にお諮りしたいと存じます。

以 上

## 【電磁的方法により議決権を行使される場合のお手続について】

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますよう、お願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。  
【議決権行使サイトURL】 <http://www.webdk.net>
2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。
3. インターネットによる議決権行使は、平成18年6月21日（水曜日）午後6時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
4. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットによつて、複数回数、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

## 【電磁的方法による議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- ① インターネットにアクセスできること。
- ② パソコンを用いて議決権を行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 5.5以上またはNetscape 6.2以上を使用できること。
- ③ 携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。  
（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。）

（Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標です。Netscapeは、米国及びその他の諸国のNetscape Communications Corporationの登録商標です。）

## 【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますよう、お願い申し上げます。

株主名簿管理人 住友信託銀行証券代行部

【専用ダイヤル】 ☎0120-186-417（24時間受付）

<住所変更等用紙の請求> ☎0120-175-417（24時間受付）

<その他の照会> ☎0120-176-417（平日9:00～17:00受付）



メモ欄

A series of horizontal dashed lines for writing notes.



## 第9期定時株主総会会場ご案内図

会 場 東京都目黒区三田一丁目4番1号  
ウェスティンホテル東京 スタールーム



### (交通のご案内)

- J R : 山手線、埼京線 恵比寿駅東口下車  
「恵比寿スカイウォーク」で徒歩約5分
- 地下鉄 : 日比谷線 恵比寿駅下車  
JR方面出口「恵比寿スカイウォーク」で徒歩約10分